

京都市環境審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市環境審議会規則（以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、京都市環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）の公開は、傍聴を認めることにより行う。ただし、京都市情報公開条例第7条に規定する非公開情報が公になる場合、その他特段の理由があり会長が公開すべきでないとする場合は、この限りでない。

(委員の代理)

第3条 委員の代理は原則として認めない。ただし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は代理出席を認めることができるものとする。

- (1) 市長が、委員の委嘱に当たり、特定の団体に、その意思を代表できる者を委員として推薦依頼し、その推薦に基づき委員を選定しており、代理出席する者も当該団体に属していること。
- (2) 代理出席する者が、会議において、当該団体の意思を表明できること。

(書面による議事)

第4条 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって審議会の議決に代えることができる。

- (1) 緊急を要することから会議を開催する時間的余裕がないことが明らかである場合
- (2) 前号に定める場合のほか、書面による議事を行う合理的な理由があると会長が認めた場合

2 前項の規定において、前条の規定にかかわらず、委員の代理を認めない。

3 会長は、第1項に規定する議決を行った場合、その結果を書面により速やかに委員に報告するものとする。

(準用)

第5条 前二条の規定は、部会に準用する。この場合において、これらの規定中「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、決定の日から実施する。